

高岡市地震被害ブロック塀等撤去支援事業

令和6年1月1日からの能登半島地震により、道に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等について、安全確保のため、撤去・運搬等の処分にかかる費用の全部または一部を支援します。

1 補助対象

道に面する倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去・運搬等に要する費用

- ※ 所有者の方が危ないのご判断されるものは補助対象とします
- ※ 基礎上のブロックを、すべて撤去したもの（ブロックを残す場合は対象外です。）
- ※ 撤去後に基礎部分を残す場合は、天端処理等の安全対策を行ってください

2 補助対象者

道に面する倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者

- ※ 申請は、申請敷地につき、1回限りです
- ※ 同一のブロック塀等について「令和6年能登半島地震に係る倒壊ブロック塀等撤去運搬費補助金（環境政策課）」とは併用できません

3 補助金額

限度額2万円（撤去・運搬等の費用の全額）

4 補助申請の必要書類（工事完了後に申請）

- ・ 申請書兼請求書（様式第1号）
- ・ 撤去の工事前、工事後の写真
- ・ 業者に支払った撤去工事の領収書等
- ・ 撤去工事の内容が分かる書類（見積書、明細書等）
- ・ 振込先の口座番号を確認できるもの（通帳の見開きページのコピー等）

5 申請期間

令和6年1月22日（月）～ 令和7年3月31日（月）

6 相談・申請窓口について

- ・ 高岡市役所6階 都市創造部 建築政策課
- ・ 電話：0766-20-1429（平日8:30～17:15） FAX：0766-20-1477
- ・ メール：kentiku@city.takaoka.lg.jp